

無料職業紹介事業運営細則

平成17年5月1日制定

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の涉外法規部運営規程第10条の規定に基づき、涉外法規部の無料職業紹介事業運営について定める。

(目的)

第2条 無料職業紹介事業は、会員並びに広く臨床検査技師に対し、求人情報をウェブサイト上で提供することを目的とする。

(委員)

第3条 この事業の運営のための委員は涉外法規部員とする。

(運営)

第4条 この事業の運営は、別に定める無料職業紹介事業マニュアルに準じて行うものとする。

(損害賠償責任)

第5条 本会は、この事業に関するウェブサイト利用によって生じた損害について責任を負わないものとする。

(細則の変更等)

第6条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この細則は、平成17年5月1日から施行する。

平成19年4月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成29年7月20日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正